

育成プログラムにおける e-learning の実施要件について（内規）

食の6次産業化プロデューサーの育成プログラムにおいて、e-learningによる実施が認められるのは、次の各要件をすべて満たしている場合に限る。

- (1) プログラム実施前に、e-learningにより実施する提供科目名を別紙様式により事務局に報告し、以下の各要件が満たされていることを事務局に報告していること。
- (2) e-learningにより実施する提供科目において、対応する単元の「講義形式」が、「食の6次産業化プロデューサー 育成プログラム 学習内容認証基準」において、「座学」または「事例学習」であること。
- (3) e-learningによる学習が実施されたことを担保する科目単位の修了要件を設定していること。（修了要件例：学習時間の記録、テストによる学習内容の習得確認、レポートの提出、等）
- (4) 他の主体により実施される e-learning を用いる場合は、育成プログラムの実施主体の責任において、e-learning の実施主体が以下の組織要件を満たしていることを確認できていること。
 - ①会社更生法に基づく更生手続の開始の申立が行われていないこと。その他財務体質が健全であること
 - ②育成プログラムの担当範囲の運営に当たり必要な要員を有するものであること
 - ③その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているものでないこと
 - ④暴力団員等がその事業活動を支配する団体でないこと

以上

附 則

1. この内規は、2015年7月7日から施行する。

